

報告・協議 1

平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成30年12月 4 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

平成 31 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

平成 30 年 12 月 4 日
義務教育指導課

1 選定審議会における重点審議事項

(1) 平成 32 年度に使用する次の教科用図書の採択に関する一般的な基準の作成，選定に必要な資料の作成

- ・ 小学校，義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科用図書
- ・ 中学校，義務教育学校（後期課程）及び特別支援学校中学部で使用する文部科学省検定済教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）
- ・ 義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書

(2) 平成 32 年度に使用する次の教科用図書の採択に関する事項

- ・ 県立特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科用図書
- ・ 県立中学校及び県立特別支援学校中学部で使用する文部科学省検定済教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）
- ・ 県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書

2 委員の選任に当たっての基本的な考え方

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条に定める範囲から，教科書採択に関心と熱意を有する人材を確保する。
- (2) 幅広い分野から清新な人材を起用する。
- (3) 専門性を考慮して選考する。
- (4) 委員の高齢化及び多数回にわたる任命は避ける。
- (5) 女性委員の登用に努める。
- (6) 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は，委員となることができない。

3 委員の構成

- (1) 1号委員 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 2号委員 教育委員会関係者
- (3) 3号委員 教育に関し学識経験を有する者

委員の区分		人数	内 訳	
1号委員	校長 及び 教員	7名	公立小学校 ※義務教育学校（前期課程）を含む	2名
			公立中学校 ※義務教育学校（後期課程）を含む	2名
			国立小学校	1名
			私立小学校	1名
			特別支援学校	1名
2号委員	教育委員会 関係者	7名	市町教育委員会	6名
			県教育委員会	1名
3号委員	学識経験者	6名	大学関係者	1名
			高等学校関係者	1名
			P T A 関係者	1名
			社会教育関係者	1名
			青少年育成団体	1名
			経済界・産業界	1名

義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期

◎：検定 △：採択 ○：使用開始

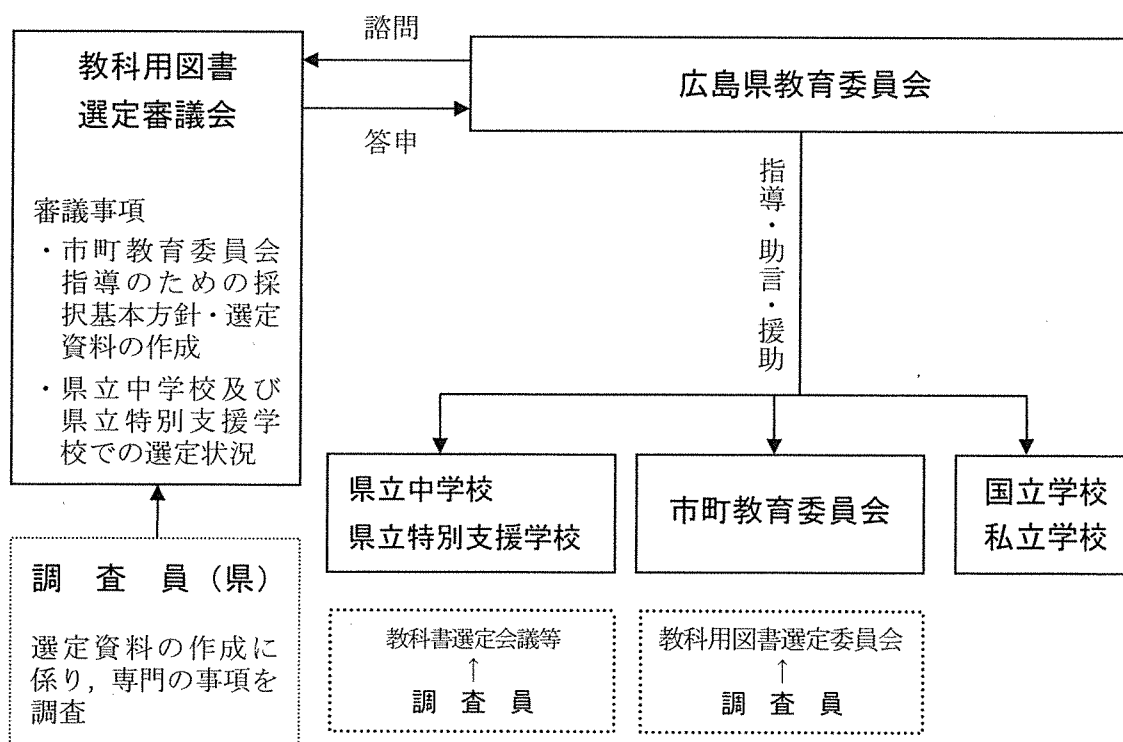
学校種別等区分		年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
小学校 ※義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部を含む。	検定		◎			◆	◎	◎				◎
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
中学校 ※義務教育学校（後期課程）及び特別支援学校中学部を含む。	検定			◎			◆	◎	◎			
	採択				△			▲	△	△		
	使用開始					○			●	○	○	

↑（注）2参照

（注）

- ◎：検定年度
△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
◆：「特別の教科 道徳」の検定年度
▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
●：「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度
- 太線以降は、次期学習指導要領（小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号））の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
- 義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については毎年行う。

義務教育諸学校用教科用図書の基本的な採択の仕組み（平成31年度）



広島県教科用図書選定審議会の重点審議事項及び委員の構成

				平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
重点審議事項	採択基準の作成 及び調査研究	検定教科書	小学校 ※義務教育学校(前期課程)を含む	○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○	
			中学校 ※義務教育学校(後期課程)を含む		○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			特別支援学校 小学部	○				○				○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			特別支援学校 中学部		○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			県立広島中学校		○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			県立広島叡智学園中学校									○ (全)	○ 道徳を 除く	○
			県立三次中学校									○ (全)	○ 道徳を 除く	○
	特別支援学校教育法第9条に規定する図書 特別支援学校教育法第9条に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	採択に関する事項	検定教科書	特別支援学校 小学部	○				○				○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			特別支援学校 中学部		○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			県立広島中学校		○				○			○ 道徳	○ 道徳を 除く	○
			県立叡智学園中学校									○ (全)	○ 道徳を 除く	○
			県立三次中学校									○ (全)	○ 道徳を 除く	○
			県立特別支援学校小・中学校学校教育法第9条 に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委員の 構成	1号委員(7名)	公立小学校 ※義務教育学校(前期課程)を含む	3	1	2	2	3	1	2	3	2	2		
		国立小学校	1				1			1		1		
		私立小学校	1				1			1		1		
		公立中学校 ※義務教育学校(後期課程)を含む	1	3	2	2	1	3	2	1	2	2		
		国立中学校		1				1			1			
		私立中学校		1				1			1			
		特別支援学校	1	1	3	3	1	1	3	1	1	1		
	2号委員(7名)	市町教委関係者	6	6	5	5	6	6	5	6	6	6		
		県教委	1	1	2	2	1	1	2	1	1	1		
	3号委員(6名)	大学関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		高等学校関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		PTA関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		社会教育関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		青少年育成団体 経済界・産業界	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
合 計				20	20	20	20	20	20	20	20	20		

※網かけは、文部科学省検定済教科用図書(小学校用)の採択年度。

広島県教科用図書選定審議会について

<p>設置根拠</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条～第10条 広島県教科用図書選定審議会委員定数条例 広島県教科用図書選定審議会規則</p>
<p>設置目的</p>	<p>都道府県の教育委員会は、採択権者に指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきく必要があるため、これを設置する。 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条]</p>
<p>所掌事務</p>	<p>都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条]</p>
<p>構成</p>	<p>選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。 一 義務教育諸学校の校長及び教員 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 三 教育に関し学識経験を有する者 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条]</p>
<p>定数</p>	<p>20 人 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条] [広島県教科用図書選定審議会委員定数条例第2条]</p>
<p>任期</p>	<p>平成31年4月1日から8月31日まで [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条]</p>

